

# 福岡県公報

令和 4 年 1 月 7 日  
第 264 号

## 目 次

### 告 示 (第 5 号 - 第 9 号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) ..... 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 5
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ..... 7
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ..... 7
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ..... 7

### 再 掲

- 家きん等の移動禁止の廃止 (畜 産 課) ..... 9

## 告 示

### 福岡県告示第 5 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

北九州	県道	原海老津線	前	遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7先から 遠賀郡岡垣町中央台五丁目1232番3先まで	16.0 ～ 35.4	1,571.8
			前	遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7先から 遠賀郡岡垣町大字高倉30番1先まで	9.4 ～ 55.0	1,736.7
			後	遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7先から 遠賀郡岡垣町中央台五丁目1232番3先まで	16.0 ～ 35.4	1,571.8
			後	遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7先から 遠賀郡岡垣町大字高倉30番1先まで	9.4 ～ 68.9	1,736.7

#### 福岡県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
田川郡添田町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（国有林および重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。  
平成12年9月11日農林水産省告示第1202号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された

重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成12年12月4日農林水産省告示第1496号

## 2 変更に係る指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第9号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 城林(b)地区
- 2 区域の所在地 大牟田市大字上内字チャノ木、字城林
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
大牟田市大字上内字チャノ木	4465番56	1号
	4465番57	2号
	4465番35	3号及び4号
	4465番34	5号
大牟田市大字上内字城林	580番5	6号及び7号

580番12	8号
589番2	9号
589番1	10号
592番1	11号
593番1	12号及び13号
594番	14号及び15号

## 公告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字熊野字大坪203番1から203番11まで、207番4、208番1、208番2の一部、208番3、208番4及び208番6から208番29まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市国分町743番地の2  
昭和建設株式会社  
代表取締役 戸田 誠二

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

(2工区) 春日市平田台四丁目1016番の一部並びに平田台五丁目1番13から1番67まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 林田 浩一

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和3年12月9日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 コスタ行橋  
(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外9者	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外9者

### 公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
野坂建設株式会社  
北九州市若松区高須東三丁目6番9号  
代表取締役 野坂 輝和
- 2 施設の種類及び処理能力  
木くずの破碎施設  
一日当たり 111.2 t
- 3 設置場所  
遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1712番45
- 4 指定地域  
遠賀町大字尾崎及び岡垣町大字戸切の各一部  
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所  
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 縦覧の期間  
令和4年1月7日から令和4年2月7日まで

### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画特定用途誘導地区の決定（令和3年12月16日久留米市告示第626号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画用途地域の変更（令和3年12月16日久留米市告示第625号）

### 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大任町	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部	令和3年12月16日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 届出年月日

令和3年12月9日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コスタ行橋

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3外

### 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
A棟東側	90	A棟東側	90
B棟西側	50	B棟西側	50
C棟東側	50	C棟東側	50
D棟北側	50	D棟北側	50
E棟北側	78	E棟北側	78
E棟東側	77	E棟東側	77
F棟南側	50	F棟南側	50
G棟東側	179	G棟東側	179
-	-	A棟南側	60
合計	624	合計	684

### 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設 No.1～No.8	午前6時00分から午後10時00分	荷さばき施設 No.1～No.8	午前6時00分から午後10時00分
-	-	荷さばき施設 No.9	午前6時00分から午前8時30分

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市松崎字古原896番及び897番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
朝倉市馬田2469番地1 サンライズKK 102号室  
富 聖司

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三井郡大刀洗町大字山隈字春園2357番、2358番、2359番1、2359番2、2359番8から2359番12まで、2360番2及び2360番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長崎県佐世保市白岳町107番11  
佐世保土地建物株式会社  
代表取締役 伊藤 守

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字野町字道山410番1、410番2、415番1、415番2、416番1の一部、416番2、417番1及び418番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
朝倉市一ツ木1148番地の1  
株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 竜馬

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市大日寺字丸ノ内349番2から349番14まで、354番4、354番5、355番1、宇井尻418番11、418番20から418番42まで、422番1、423番8、428番4及び428番6並びにこれらの区域内の道である市有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飯塚市弁分127番地の7  
未来エステート株式会社  
代表取締役 安永 尚平

---

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州森林管理局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市、宮若市、豊前市、糟屋郡久山町、築上郡築上町、上毛町、京都郡みやこ町、田川郡添田町	令和3年12月7日から 令和4年3月4日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内	令和3年12月20日から 令和4年2月28日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理準備組合委員長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量及び現況測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字今古賀、大字木守、大字広渡、大字老良の各一部	令和3年11月30日

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和3年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,737

## 福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和3年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

629,604

## 福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年1月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,212
北九州市小倉北区	50,830
北九州市小倉南区	58,142
北九州市若松区	22,566
北九州市八幡東区	18,497
北九州市八幡西区	69,736
北九州市戸畑区	16,027
福岡市東区	85,378
福岡市博多区	66,301
福岡市中央区	55,292
福岡市南区	72,302
福岡市城南区	35,013
福岡市早良区	59,830
福岡市西区	56,305
大牟田市	31,690
久留米市	83,173
直方市	15,590
飯塚市・嘉穂郡	39,021
田川市	12,878
柳川市	18,125

八女市・八女郡	22,719
筑後市	13,452
大川市・三潞郡	13,292
行橋市	20,209
中間市	11,645
小郡市・三井郡	20,524
筑紫野市	28,839
春日市	30,605
大野城市	27,521
宗像市	26,786
太宰府市	19,719
古賀市	16,247
福津市	18,131
うきは市	8,030
宮若市・鞍手郡	14,101
嘉麻市	10,408
朝倉市・朝倉郡	23,365
みやま市	10,329
糸島市	28,242
那珂川市	13,503
糟屋郡	62,287
遠賀郡	25,807
田川郡	21,207
京都郡	15,520
築上郡・豊前市	15,898



再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1006号の2

家さん等の移動禁止（令和3年12月福岡県告示第966号の2）は、廃止する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎